とすること。

以下をITU-Rに要請する。

1　国内及び国際的運用のために、特に多数の開発途上国における既存システムの機能、進歩及び結果として生ずるいかなる移行要件をも考慮に入れ、公共保護及び災害救援無線通信アプリケーションの要求を満たす高度なソリューションに関する技術的研究を継続し、必要に応じて技術及び実運用導入に関する技術的な検討を継続すること及び勧告を策定すること。

2　同意している第一地域の一部の国々の固有の需要に対応するために、特に公共保護及び災害救援機関による無線通信の需要に対応することを目的として、他の周波数範囲を追加して特定する可能性を支援するための適切な技術的研究を更に行うこと。

1 例えば、プロジェクトMESA（緊急時及び安全のアプリケーションの機動性）として知られる欧州電気通信標準化機構（ETSI）と米国電気通信工業会（TIA）の共同の標準化計画が、ブロードバンドの公共保護及び災害救援のために開始されている。また、国連人道問題調整局（OCHA）によって招集された緊急時電気通信に関する作業グループ（WGET）は、国連の団体、主要な非政府組織、赤十字国際委員会（ICRC）、ITU並びに民間部門及び学界の専門家で構成される人道支援業務における電気通信の利用を促進するための公開フォーラムである。災害救援のための電気通信（TDR）の調和的な世界標準の調整及び促進のための別のプラットフォームには、TDRパートナーシップ調整パネルがあり、ITUの調整により設置されたばかりである。このパネルには、国際電気通信事業者、関連政府機関、標準策定団体及び災害救援組織が参加している。

2 例えば、災害救援に関するITU-Dハンドブックを考慮に入れること。

3 3-30MHz、68-88MHz、138-144MHz、148-174MHz、380-400MHz（CEPTによる380-385MHz/390-395MHzの指定を含む。）、400-430MHz、440-470MHz、764-776MHz、794-806MHz及び806-869MHz（CITELによる821-824MHz/866-869MHzの指定を含む。）

4 この決議において、「周波数範囲」という語は、その範囲において無線装置を運用できることが想定される周波数範囲を意味するが、国内の条件及び要件に従った特定の周波数帯に限定される。

5 ベネズエラは、公共保護及び災害救援のアプリケーション用に380-400MHzの周波数帯を特定している。

6 第三地域の幾つかの国は、公共保護及び災害救援のアプリケーション用に380-400MHz及び746-806MHzの周波数帯を特定している。

改　決議第647（WRC-12、改）　緊急及び災害救援無線通信[1]のための周波数管理の指針

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　自然災害に対しては、無線周波数の協調的で効果的な使用を通じた予測、検知及び警報を含み、災害の影響を軽減する効果的な対策を活用することが重要であることを強調したこと。

b)　無線通信分野のみならず、緊急及び災害事態の初期段階及び途中段階においても監視及び管理を行う通信網が容易に相互接続できる技術標準の分野における、また、ハイデラバード行動計画を通じた電気通信開発の課題の不可欠な部分としての緊急通信におけるITUの包括的な役割

c)　決議第644（WRC-12、改）は早期警戒、災害軽減及び救援活動のための無線通信資源に関するものであって、ITU-Rに緊急の課題として、早期警戒、災害軽減及び救援活動に関連する無線通信／ICT分野の研究を継続して行うよう決議していること。

d)　決議第646（WRC-12、改）は、公共保護及び災害救援（PPDR）のより広い分類について定めており、高度な公共保護及び災害救援施策のために、周波数帯／周波数範囲を地域的に調和する目的で国内計画を制定する場合、認定された周波数帯／周波数範囲又はその部分を検討するよう主管庁に奨励していること。

e)　ITU全権委員会議決議第36（2010年グアダラハラ、改）は、人道的支援業務における電気通信／ICTの役割について述べており、また、決議第136（2010年グアダラハラ、改）は早期警戒、被害防止、被害軽減及び救援に関して、緊急及び災害状況における監視と管理のためのICTの使用について述べており、加えてWTDC決議第34（2010年ハイデラバード、改）は災害への備え、早期警戒、救助、被害軽減、救援及び対応における電気通信／ICTの役割について述べていること。

以下を認め、

a)　災害軽減及び救援活動への電気通信資源の供与に関するタンペレ条約（1998年タンペレ）[2]は、国際連合事務総長に寄託された国際条約であり、締約国に対し、可能な限りかつ国内法と調和する範囲で、それらの活動のための電気通信資源活用法を促進する方策を開発し実施するよう求めていること。

b)　置かれた環境によっては、緊急及び災害救援の用途のために異なる運用上の要請や周波数要求を有する主管庁が存在する可能性があること。

c)　緊急無線通信装置を支えるスペクトルの即時可用性は、災害救援のための人道的支援介入の最初期における効果的な電気通信を行うに当たって重要であること。

以下を留意し、

緊急通信の計画策定と対応に関する事項について、世界各地の地域機関、特に地域電気通信機関において進展が見られること。

以下を更に認識し、

a)　ITU-Rの研究委員会に対し、当該決議の附属書の中で概略を紹介している進行中の研究／活動の範囲を考慮に入れ、労力の重複を避けるためにITUの内部及びITU以外の組織と協働及び協力して、災害の予測、検知、被害軽減及び救援に関する無線通信の管理に関連する指針を制定するように要請している無線通信総会（2007年ジュネーブ）ITU-R決議第55

b)　現時点で緊急時に使用することが可能な周波数を一覧にして無線通信局が維持するデータベースに加えるなど、構成国における緊急時の無線通信の準備活動への援助を行うよう無線通信局長に対し指示をしている無線通信総会（2007年ジュネーブ）ITU-R決議第53

以下を了知し、

a)　災害が生じた場合、通常は災害救援当局が日常の通信システムを利用して最初に現場に到着するが、ほとんどの場合には、他の機関及び組織も災害救援活動に従事する